

洋上風力発電事業を 運営される皆様へのお願い

日本国籍の船舶の確保をお願いいたします

貨物・旅客の沿岸輸送には日本国籍の船舶が必要です。

国内における貨物・旅客の海上輸送（沿岸輸送）について、国家主権や経済安全保障の観点から、自国籍船のみ認める、いわゆる**カボタージュ規制**については、**国際慣習により確立したルール**であり、我が国においても、船舶法に基づき、外国籍船による沿岸輸送は原則として禁止されています。

洋上風力発電設備の建造・保守作業に携わるSEP船、SOVなどの船舶が沿岸輸送に該当する行為を行う場合には、日本国籍の船舶を利用して行うことが必要になります。

このため、洋上風力発電設備の設置をご検討される際には、前広に輸送を行う事業者にご相談し、従事する日本国籍の船舶と運航のための船員の確保の確認をお願いいたします。

なお、詳細につきましては国土交通省海事局にお問い合わせください。

【問合せ先】

国土交通省 海事局（代表番号 03-5253-8111）

外航課 直通03-5253-8119

内航課 直通03-5253-8627

船員政策課 直通03-5253-8648